

会議記録

名称	中央区情報公開・個人情報保護審議会令和4年度第2回小委員会	
開催年月日 ・開催場所	令和4年7月22日（金）午後2時～午後4時30分 中央区役所 3階 庁議室	
出席者の氏名	委員	鈴木委員長、藤原委員、糠谷委員、窪木委員
	区職員出席者	黒川総務部長、山崎総務部参事（連絡調整・特命担当）総務課長事務取扱、三谷総務課法規係長、丹生谷総務課法規係員、東総務課情報公開係長、大江総務課情報公開係員、片桐総務課法務担当係長、嶋原総務部法務担当課長
配付資料	<p>【今回資料】</p> <p>資料2-1 確認・検討項目管理表【令和4年度第2回小委員会更新版】</p> <p>資料2-2 改正法における個人情報に関する定義</p> <p>資料2-3 個別検討シート2（開示決定後の手続）</p> <p>【前回資料】</p> <p>資料1-1 中央区情報公開・個人情報保護審議会令和4年度小委員会名簿</p> <p>資料1-2 中央区情報公開・個人情報保護審議会小委員会の運営について（案）</p> <p>資料1-3 今後の進め方について（案）</p> <p>資料1-4 条例で規定できる範囲</p> <p>資料1-5 確認・検討項目管理表</p> <p>資料1-6 内容確認資料1（死者の情報）</p> <p>資料1-7 内容確認資料2（個人情報保護制度の対象機関）</p> <p>資料1-8 内容確認資料3（個人情報の保有・収集の制限）</p> <p>資料1-9 内容確認資料4（目的外利用・提供）</p> <p>資料1-10 個別検討シート1（個人情報ファイル簿と個人情報登録簿）</p> <p>資料1-11 内容確認資料5（任意代理人制度の拡大）</p> <p>資料1-12 内容確認資料6（不開示の範囲）</p> <p>資料1-13 内容確認資料7（開示決定の期限、訂正決定の期限、利用停止決定の期限）</p> <p>資料1-14 内容確認資料8（開示請求の手数料）</p> <p>資料1-15 個別検討シート2（訂正・利用停止請求における開示請求前置）</p> <p>資料1-16 内容確認資料9（実施機関が不作為を認める場合の審査会への諮問免除）</p> <p>資料1-17 個別検討シート3（審議会への諮問事項）</p> <p>資料1-18 内容確認資料10（電子計算組織への記録・結合の制限）</p>	

議事次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 議題（法改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しについて） <ul style="list-style-type: none"> ・前回の審議を受けた確認事項 ・確認・検討項目の審議 3 その他（次回小委員会日程の確認） 4 閉会
審議の経過	次葉のとおり

<p>審議の経過</p>	<p>1 開会 ◎定数及び資料の確認（山崎総務部参事）</p> <p>2 議題 【経過及び主な意見】 ◎前回確認した資料2-1の1番から7番について今後の方向性の再確認 （大江総務課情報公開係員）</p> <p>◎前回指示があった個人情報の定義まとめについて説明（大江総務課情報公開係員）</p> <p><前回議論の振り返り> ○大江総務課情報公開係員 前回の議論のいったん方向性として、以下の内容が確認された。</p> <p>(1) 1番の死者の情報については、条例への委任がされていないため現行の規定を削除し、別途個人情報保護条例以外の要綱等で規定する。</p> <p>(2) 2番の個人情報保護制度の対象機関については、条例への委任がされていないため現行の規定を削除し、別途議会を対象とした条例を定める。</p> <p>(3) 3番の個人情報の保有・収集の制限については、条例への委任がされていないが、法の規定により条例と同様の趣旨で運用できる見込みがあるため現行の規定を削除する。</p> <p>(4) 4番の目的外利用・提供については、条例への委任がされていないため、現行の規定を削除し、条例にあって法にない規定は、法に定める例外事項への適用を個別に確認していくとともに、本区の解釈運用基準について整理していく。目的外利用提供時に閲覧に供する義務については、条例等で規定する。</p> <p>(5) 5番の個人情報ファイル簿と個人情報登録簿については、条例への委任がされており、現行の取扱いと同様に、作成基準100人以上とするファイル簿及び登録簿を運用していく。また、改正法の標準様式を踏まえた様式の見直しを行う。</p> <p>(6) 6番の任意代理人制度の拡大については、条例への委任がされていないため現行の規定を削除し、他自治体の対応を踏まえつつ、本区の解釈運用基準を整理していく。</p> <p>(7) 7番の不開示の範囲については、条例への委任はされているが、条例にあって法にない規定については、条例で規定できる不開示条項に当てはまらないため、現行の規定は削除し、改正法で定める不開示条項への適用を個別に確認していくとともに、本区の解釈運用基準について整理していく。</p> <p>○鈴木委員長 今後整理していく解釈運用基準について、今までは報告事項として審議会に示されていたが、今回の見直しに当たっては、事務局で整理した内容を審議会にかけて検</p>
--------------	--

<p>審議の経過</p>	<p>討を進めていくやり方が望ましいと考える。</p> <p><前回議論した死者の情報に係る追加議論></p> <p>○鈴木委員長 死者の情報の取扱いについて考えるに当たり、レセプト情報は区で保有しているのか。</p> <p>○黒川総務部長 国保関係のレセプト情報については区が保有している。</p> <p>○鈴木委員長 亡くなった方のレセプト情報の開示請求を受けることはないか。</p> <p>○黒川総務部長 あり得る事例である。</p> <p>○鈴木委員長 恐らく死者の情報の場合については、相続人に請求権があるかどうかという形で議論しなければいけないので、完全に消してしまうのはおかしいだろうということになる。死者の情報は個人情報保護制度の対象外となるにしても、データとしては残っていくことにならざるを得ないだろうと思う。この点はどんな形で内部的には担保することになるか。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 保有自体が禁止されているわけではないので、死者の情報自体は区に存在することになる。一方で個人情報保護法の対象とはならないため、その取扱いについて別の規程で対応できるかというところが課題になるかと思っている。</p> <p>○黒川総務部長 亡くなった方の情報の管理に関しては、法の制度からは抜けるが、データとして管理する部分については、セキュリティーポリシーであるとか、そういった中で情報資産として保護していくという考え方になろうかと思う。</p> <p>○鈴木委員長 死者の情報の取扱いを個人情報保護制度の外側につくるという場合に、個人情報ファイルとしては表に出しておかなければいけないということか。</p> <p>○山崎総務部参事 死者の情報として抜き取るということではなく、死者の情報自体の請求があったと</p>
--------------	--

<p>審議の経過</p>	<p>き、その方のデータは個人情報としては取り扱わないという運用になる。</p> <p>○鈴木委員長 つまりは規定上は、死者の情報というくくりが文字上はあるが、情報の管理は一体的にやっている、というようなイメージか。</p> <p>○山崎総務部参事 住民情報システム上であれば、死亡届が出れば自動的に除かれるが、それ以外に作成した個人情報ファイル等は、亡くなったかどうか分からないというケースも出てくるとは思う。</p> <p>○黒川総務部長 先ほどの議論にも出た、個々のレセプト情報もまさにそういう話で、診療報酬の債権の消滅が来ない限りは、亡くなった方の情報も、保有し続けていかなければならないので、同じファイルの中に個人情報と亡くなった方の情報が混在することになるかと思う。</p> <p>○鈴木委員長 死亡届が出た場合、亡くなった方の情報は消して、保有してはいけないということになるのか。</p> <p>○藤原委員 禁止規定ではないと考えられる。</p> <p>○黒川総務部長 亡くなった場合の葬祭費の支給というケースでは、その葬祭費の管理情報自体も時効期間内の数年間は情報として持ち続けることとなる。</p> <p>○鈴木委員長 例えば、住民票の請求について考えたとき、住民基本台帳法と個人情報保護法のどちらが優先されるのか。</p> <p>○山崎総務部参事 事例としては、住基の窓口で請求を受けるが、支援措置によって出せず、関連する情報を個人情報保護制度で請求するということがある。 （事務局注：個人情報保護法第88条に他法令との調整の規定があり、開示の方法が個人情報保護法と他法令で同一である場合には、他法令により手続を行うこととなる。）</p>
--------------	--

審議の経過

<前回議論した任意代理人制度に係る追加議論>

○鈴木委員長

資料2-1の6番の代理制度の方向性に整理事項として書かれている本人確認の方法等は、今後整理していくということか。

○大江総務課情報公開係員

解釈運用基準を整理するうえでまとめていければと思っている。課題として、本人確認書類についても、本区で様々な手続を行うにあたっては、窓口で顔写真付きの書類か、写真がなければ所定の書類を2つ提出するなどの運用を行っているが、事務対応ガイドでは、顔写真がない書類1つでも認める場合が書かれているので、本人確認の厳格性について検討が必要である。郵送請求もできるようになるため、この点は、対面での本人確認とのレベルの違いも考慮すべきと考えており、他自治体の例も参考にしながら、本人確認や代理権の確認の取扱いを確認していく。

○鈴木委員長

必要な確認の厳格性は場合によって異なるかもしれないが、本人確認等の在り方は、分けけて整理できるとよい。

◎資料2-1の8番～10番及び資料1-13について説明

(大江総務課情報公開係員)

○大江総務課情報公開係員

(1) 8番の開示決定の期限については、条例への委任がされているため、今後の方向性としては、現行の規定を削除し、改正法と同じ期間にできればと思っている。また、情報公開条例の日数も個人情報保護制度と同じ期間に定めたいと考えている。

(2) 9番の訂正決定の期限及び10番の利用停止決定の期限についても、8番の開示決定の期限と同様に現行の規定を削除できればと思っている。

<開示決定の期限、訂正決定の期限及び利用停止決定の期限に係る議論>

○藤原委員

個人情報保護制度とともに情報公開条例の日数の期限も30日にするということかと思うが、今まで15日で準備できていたものをあえて30日にするというのは、開示請求者や情報を早く欲しがっている請求者にとって不利益になってしまう。期限を30日に延ばすとしても、現在の実務とは乖離しないような担保は何らかの形であったほうがいい。

○鈴木委員長

現在の実務のように15日で対応できるものについては、運用のところはできるだけ15日で対応していくと。ただ条例上は、法律がそのまま適用されるので30日

<p>審議の経過</p>	<p>という規定は変わらないが、必要な情報をできるだけ早く出すという姿勢は必要である。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 皆さんがおっしゃるとおりで、これまで15日で対応していたものを一旦の期限が延びることで住民の不利益になり得るという点は、しっかり考えていかないといけないと思う。</p> <p>本区としては、当然のことではあるが、これまで通り準備ができたものからどんどん開示していきたいと思っているとともに、個人情報保護制度も情報公開制度も多くの案件の請求を受けたときに、人的な資源をどう投入するかを考えていく必要がある。</p> <p>極めて単純化して考えると、単体だと10日で対応できる案件と20日で対応できる案件の2つの案件が来ているとして、本区としては、現在の規定では15日以内にどちらも回答したいと思うので、両案件の中で配分して対応し、結果として両方15日になることがありえる。そうすると、20日の案件に関しては早く出せるが、本来は10日で出せた案件はぎりぎり15日になってしまうという場合もあると思う。どう考えるかによると思うが、皆さんがおっしゃるように、実務として不用意に30日かけられるという意識は持つべきではないので、速やかに開示していくという意識は徹底して持っていきたいと思う。</p> <p>○窪木委員 特殊な案件は延長も考えられるが、その場合も明確に説明できればよく、結局のところ説明責任を果たせれば問題ない考える。</p> <p>○鈴木委員長 情報公開制度も個人情報保護制度に合わせて期限を30日にするとの案だが、情報公開制度だけでもこれまで同様に15日で早く出すというような選択もあり得ると思う。個人情報保護制度と情報公開制度で全く同一に合わせる必要はあるのか。</p> <p>○藤原委員 自治体ごとに様々なやり方がある。大きく区政情報と区切って、その中で合わせようというやり方もあるし、鈴木委員長がおっしゃったように、それぞれ別に考えるというやり方もある。実務を考えると、特定の人が出てきて大量案件を抱えるようになったときに問題となる可能性はある。</p> <p>○黒川総務部長 条例への規定からはレベルが下がるが、例えば区の姿勢として、行政手続法なり行政手続条例で標準処理期間を定めるが、そこでは、目標としてこれまで通りの15日を維持していくということで区の姿勢を表すという考え方もある。</p>
--------------	--

審議の経過

◎資料2-1の11番及び資料2-3について説明（大江総務課情報公開係員）

○大江総務課情報公開係員

11番の開示決定後の手続については、個人情報保護委員会への照会の結果、条例で申出書の提出を求めない手続は定められないとのことだった。そこで、開示請求書に記載された方法のとおり開示できる場合は申出書の提出が不要になることから、開示決定の時点でできるだけ請求書と実施機関の開示の実施方向を合致できるよう、運用や書式を整備していく。

<開示決定後の手続に係る議論>

○窪木委員

開示の実施方法の標準様式のところで、イは電子情報処理組織を使用した開示であるが、具体的にどういうものなのか。

○大江総務課情報公開係員

各自治体で任意で取り組むことができるものとなっているが、システムを使って請求や決定、開示などの手続を電子上で行うこともできる。

しかし本区の現状においては、今すぐ電子化というのはできないので、現段階ではイは削除する形になる。

○鈴木委員長

国の定めそのままよりも、中央区の運用の方が合理性があると思う。今までどおり請求者の立場を踏まえて柔軟に対応していけるとよい。

○大江総務課情報公開係員

あくまで推測だが、国や規模の大きい自治体には、出先機関が多くあったり、資料を用意するにも様々な形で保存していることにより、開示方法も請求者の求める形から変わる可能性があったりということで、こうした規定になっているのかもしれない。少なくとも本区の事情を考えていくと、鈴木委員長もおっしゃっていたように、請求者が使いやすい手続にしたいと思っている。

○藤原委員

電子上での開示について、中央区は今後の方向性としてどのように対応していくのか。

○大江総務課情報公開係員

将来的には、本区も全庁的なデジタル化の推進の中でシステム上の開示に移っていき、個人情報に限らず様々な手続で電子化を進めていけることが望ましい。

<p>審議の経過</p>	<p>◎資料2-1の12番及び資料1-14について説明（大江総務課情報公開係員） ○大江総務課情報公開係員 12番の開示請求の手数料については、条例への委任がされており、個人情報保護制度の趣旨を踏まえて、現行の条例と同様に手数料を無料に、写しの作成等の実費は請求者の負担とすることを考えている。</p> <p><開示請求の手数料に係る議論> ○藤原委員 情報公開条例は手数料を徴収しているか。</p> <p>○東総務課情報公開係長 情報公開条例については1件につき300円の手数料を頂いている。</p> <p>○窪木委員 コピー代は1枚いくらか。</p> <p>○東総務課情報公開係長 実費として1枚10円である。</p> <p>○藤原委員 デジタル化したときに、電磁媒体だとデータが大量に入るが、料金やデータの分量はどうしていくのか。</p> <p>○山崎総務部参事 現在、CD-R1枚80円の実費を頂いており、容量は入る分量だけ入れている。個人情報保護制度、情報公開制度の両制度ともに、手数料及び実費どちらも現状から変えない方向性を考えている。</p> <p>◎資料2-1の13番及び資料1-15について説明（大江総務課情報公開係員） ○大江総務課情報公開係員 13番の訂正・利用停止請求における開示請求前置については、条例への委任がされており、現行の条例のとおり、開示請求前置を求めず訂正・利用停止請求ができるように規定したいと考えている。</p> <p><訂正・利用停止請求における開示請求前置に係る議論> ◎条例への委任がされているため、本区の現行の条例のとおり開示請求前置を要件とせず訂正・利用停止請求ができるように規定していくことを確認。</p>
--------------	--

<p>審議の経過</p>	<p>◎資料2-1の14番及び資料1-16について説明（大江総務課情報公開係員）</p> <p>○大江総務課情報公開係員</p> <p>14番の実施機関が不作為を認める場合の審査会への諮問免除については、法の方が条例より厳しい規定になっており、現行の規定は削除することになろうかと思う。</p> <p><実施機関が不作為を認める場合の審査会への諮問免除に係る議論></p> <p>○鈴木委員長</p> <p>法律の趣旨について、審査会への諮問免除は、審査庁が裁決で全部を認容する場合ということか。</p> <p>○大江総務課情報公開係員</p> <p>そうである。実施機関が不作為を認めたとえて、裁決で全部開示という判断が下された場合には諮問しなくていいという認識である。</p> <p>○鈴木委員長</p> <p>今まで条例ではそれでやっていたのか。</p> <p>○大江総務課情報公開係員</p> <p>不作為が違法であったり不当だと認めた後の要件に違いがあり、現行の条例においては、諮問の免除は一定の処分をするところまでにとどまるかと考える。それが全部開示かもしれないが、一部開示や非開示もあり得るため、不作為を認めたその先で分かれるのだと思う。</p> <p>○窪木委員</p> <p>法の趣旨について、一部開示の場合、開示されなかった部分について引き続き審査会へ諮問するということか。</p> <p>○嶋原総務部法務担当課長</p> <p>不作為が違法・不当であるという審査請求の場合、一定の処分をした後、その処分に対してはまた別で審査請求を起さないといけない。現行の条例の規定は、不作為が違法であることは認めた後に処分をすれば、その分はそれで終わり、そこで行った処分について不服がある場合は、別途審査請求を起すということだと認識している。</p> <p>法律の規定は、審査会へ諮問するとやはり第三者的機関による慎重な手続に時間を要するので、審査請求人に利益である全部開示の処分をする場合については、審査会を経なくてもよいという考え方になっている。</p>
--------------	---

審議の経過

○窪木委員

現行条例については不作為に対する審査請求で、例えば区が不作為のみを認める宣言をするけれども、一部開示など一定の処分をした場合、不作為についてはもう争いになっていないから審査会の諮問は必要がない。でもそれ以外の不開示になっている部分については、審査会に諮問するということが。

○嶋原総務部法務担当課長

不作為なので、一定の処分をした段階で不作為状態が解消され、その場合には不服申立ての利益が失われて、審査請求そのものは事後的に不適法になる、却下になるのが本来という理解をしている。

他方、法の趣旨については、処分庁のやったことを改めて審査庁で見直し、全部開示ということであれば、審査請求人の利益のために審査請求の経済を優先することになると考えられる。

○鈴木委員長

実施機関が不作為を認めた後、審査庁がいきなり裁決で全部開示とするケースは、よほど緊急性がないと考えにくいところではあるが、趣旨を含めて考えると結論的には法に合わせる形でいいのではないかと思う。

◎資料2-1の15番及び資料1-17について説明（大江総務課情報公開係員）

○大江総務課情報公開係員

15番の審議会への諮問事項については、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないこととされている。特定個人情報保護評価等、個人情報保護法以外の法令に基づく場合を除き、個別案件における規定適用の適否に係る審議がなくなるため、構成や位置づけも含めた審議会の在り方を検討したい。

< 審議会への諮問事項に係る議論 >

○藤原委員

審議会について考えると、住民参加機能があるとともに、団体を通じて制度を浸透させるという広報広聴機能も果たしているが、現行の条例に規定されている諮問事項や確認事項については、大半がなくなることになる。従って、現行の広報広聴を含んだ参加機能を維持するのか、その上で政治的な決断の問題でもある。

審議会と審査会を1つにするなど、やり方は色々あるが、現行の委員となっている区民代表の方々の扱いについてどのようにするかを考えなければならない。

○鈴木委員長

いろいろな意見があるところなので、まずは現状維持でいくという考えもある。

2、3年は状況を見て、運営上の課題を踏まえて考えてもよい。

現行は区議も含めて委員を選任しており、いろいろな人の意見を聴ける多面的な

審議の経過

点や、藤原委員がおっしゃった広報広聴的な機能があることは審議会の在り方として良いと思っている。

これまで議論してきた制度の見直しについて、来年度からいきなり運営すると言っても、現場では対応に迷う案件が多々出てくるように思うので、審議会には、案件の積み上げを整理し、定型的な運用ルールについて諮ってみても良く、差し当たり現状で問題ないと思う。この点について事務局として何か意見はあるか。

○黒川総務部長

もともと情報公開制度の審議会から始まり、この個人情報制度の審議事項も合わせて一本化して運営が進んできたという沿革からすると、個人情報と情報公開をセットで審議会の機能を考えるべきだろうと思っている。個人情報についてはかなりテクニカルな議題を扱う部分も多く、実際参加された区民の方から感想を聞いても、何をどう意見していいのかもなかなか難しいということも実感として伺う面もあり、そういう意味では、審議会としての機能をどのように発揮していただくのが制度にとっていいかについてはもう少し考えていく必要がある。

○鈴木委員長

1つ大事なことは、住民の代表が議論できるように考えていかなければいけないということである。技術的に理解が大変だから街の方々を外すということではなく、色々な立場の方々から多様な視点から意見をいただき、知恵を絞り乗り越えなければいけない。

○藤原委員

特定個人情報保護評価や匿名加工情報なども出てきて、法解釈として区民の方が聞くには難しくなってきた。だが、プライバシー感覚としてどうかと聴くのであれば、区民の意見を聴いたほうがよく、区民の方の常識は非常に重要な点である。

一方で、機能としてどのような事項が残るかは整理が必要である。

○黒川総務部長

いただいたご意見を踏まえて、事務局としても検討を進めていく。

◎資料2-1の16番及び資料1-18について説明（大江総務課情報公開係員）

○大江総務課情報公開係員

16番の電子計算組織への記録・結合の制限については、条例への委任がされていないため、現行の規定を削除する。

<電子計算組織への記録・結合の制限に係る議論>

○藤原委員

オンライン結合の定義は何かという議論もあるが、中央区の場合はオンライン結

審議の経過

合を意識していたのか。

具体的にどのような業務の何の結合を禁止するということがルール化されて決まっているのか、それとも抽象的にオンライン結合の禁止と言っているだけなのか。

○鈴木委員長

もともとオンライン結合の禁止というのは、情報の中央集権的な収集に対して個人情報1か所にまとめられてはいけない、プロファイルが描かれたら困るということだった気がするが、法の規定を踏まえる、と収集した側を信頼するということが前提になってくるのだと思う。

(事務局注：条例では電子計算組織について定義付けするとともに、電子計算組織への記録や結合の制限について規定している。一方で、法令等に定めがあるとき、審議会の意見を聞いた時等の旨の規定以外には、具体的な定めはない。)

○藤原委員

電算処理に係る懸念に対する逆の考え方もあって、効率化という観点で今はアナログによる住民の事務負担も権利侵害ではないかという考え方が出てきている。

○糠谷委員

今回改正法の66条、69条第2項、70条があって、その規定の運用により目的を達成できると書いてあるが、私からすると、制限を具体的に書いていないが大丈夫なのか、運用で担保するというだけで区民の皆さんが安心するのか心配である。

○窪木委員

昨今、様々なメディアでは、悪意のある方から常時攻撃を受ける可能性が当然にあり、攻撃されたとき、情報が漏えいしたときにどう対処するか考えておかないと現実的でないと言われている。

<全体を通じた意見>

○糠谷委員

検討項目15番の審議会のあり方にも関連するが、中央区としては、デジタル化で苦労している人たちも含め、様々な区民の意見を聴く体制を引き続き用意しておいた方がよい。現場や地域の意見を積極的に聞ける場を作っていくべきである。

また、開示請求での手数料について、中央区は無料だが、開示請求を濫用するという方がいるかもしれないが、現状はどうか。

○山崎総務部参事

開示請求をして、その開示請求に関する情報を全て個人情報保護として開示せよという事例もある。また、開示請求をしたが、該当文書の枚数が膨大であるためコピー代を払うのがもったいないということで取りに来ないというような事例も起こっ

審議の経過	<p>ている。</p> <p>○鈴木委員長 審議会はなるべく残していただいて、問題点があればみんなで知恵を出し合うという形にできたらよい。</p> <p>自己情報に関する権利は各自治体の職員の方が法・条例に基づいて守るものなので、そうした意識を持った制度の見直しのような定めを入れてほしいと思う。</p> <p>解釈運用基準を作るときの根拠として、責務規定の中で中央区は個人の権利をきちんと守ると、それを努めなければいけないという大原則を宣言するのも良いと思うので、提案を申し上げておきたい。</p> <p style="text-align: right;">(午後4時30分 閉会)</p>
-------	---